

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 25 日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

在宅酸素療法時における火災予防上の留意事項について

貴職におかれましては、平素から消防行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、在宅酸素療法を行う自宅療養者が増加しています。

在宅酸素療法に使用する酸素濃縮装置、液化酸素装置及び酸素ボンベ（以下「酸素濃縮装置等」という。）の使用中に、喫煙等火気使用が原因と考えられる火災が発生していることから、これまでも厚生労働省医薬・生活衛生局及び日本産業・ガス協会等において注意喚起が行われてきたところです。

今後、同種の火災が増加することが懸念されることから、消防庁ホームページに「在宅酸素療法時の火気の取扱いにご注意ください」（https://www.fdma.go.jp/pressrelease/info/items/210825_yobo_1.pdf）を掲載しましたので、酸素濃縮装置等の使用時の火気の取扱い等について、住民に対し、本資料を活用した注意喚起を行っていただくようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されるようお願いいたします。

消防庁予防課予防係
担当：佐藤、河野
電話：03-5253-7523
E-mail：t3.kawano@soumu.go.jp